

令和2年5月26日

出光興産株式会社北海道製油所定期補修工事（SDM）の実施について

1 SDMに対する市の考え方

※SDMについて

- 北海道唯一の製油所として北海道、東北、北陸地方における石油製品の安定供給を継続するために必要な法定上の定期点検（高圧ガス保安法等）
- 全設備を停止し、法定点検及び品質の確保に必要な計画的な機器更新を実施

SDMは確実な工事の実施が必要であると認識している

（国の方針：新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針）

インフラ運営事業者（電力、ガス、石油・石油化学・LPガス、上下水道等）は緊急事態宣言時にあっても、**事業の特性を踏まえ、事業継続が求められている。**

一方、多くの工事関係者が道内外から本市に訪れることに対し、市民から新型コロナウイルス感染拡大を懸念する声が寄せられていた

<市の要請>



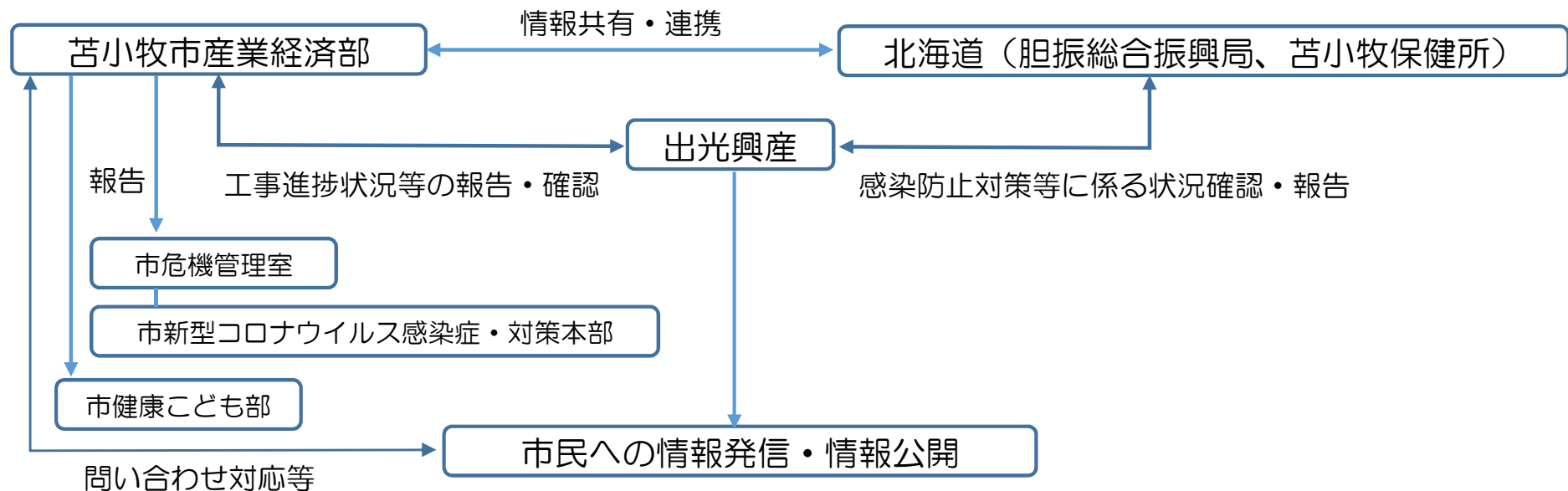
これらを踏まえて

- ①国の認定に必要となり、かつ石油製品の安定供給に必要な工事に限定すること
- ②感染予防対策の徹底及びその市民周知を図ること

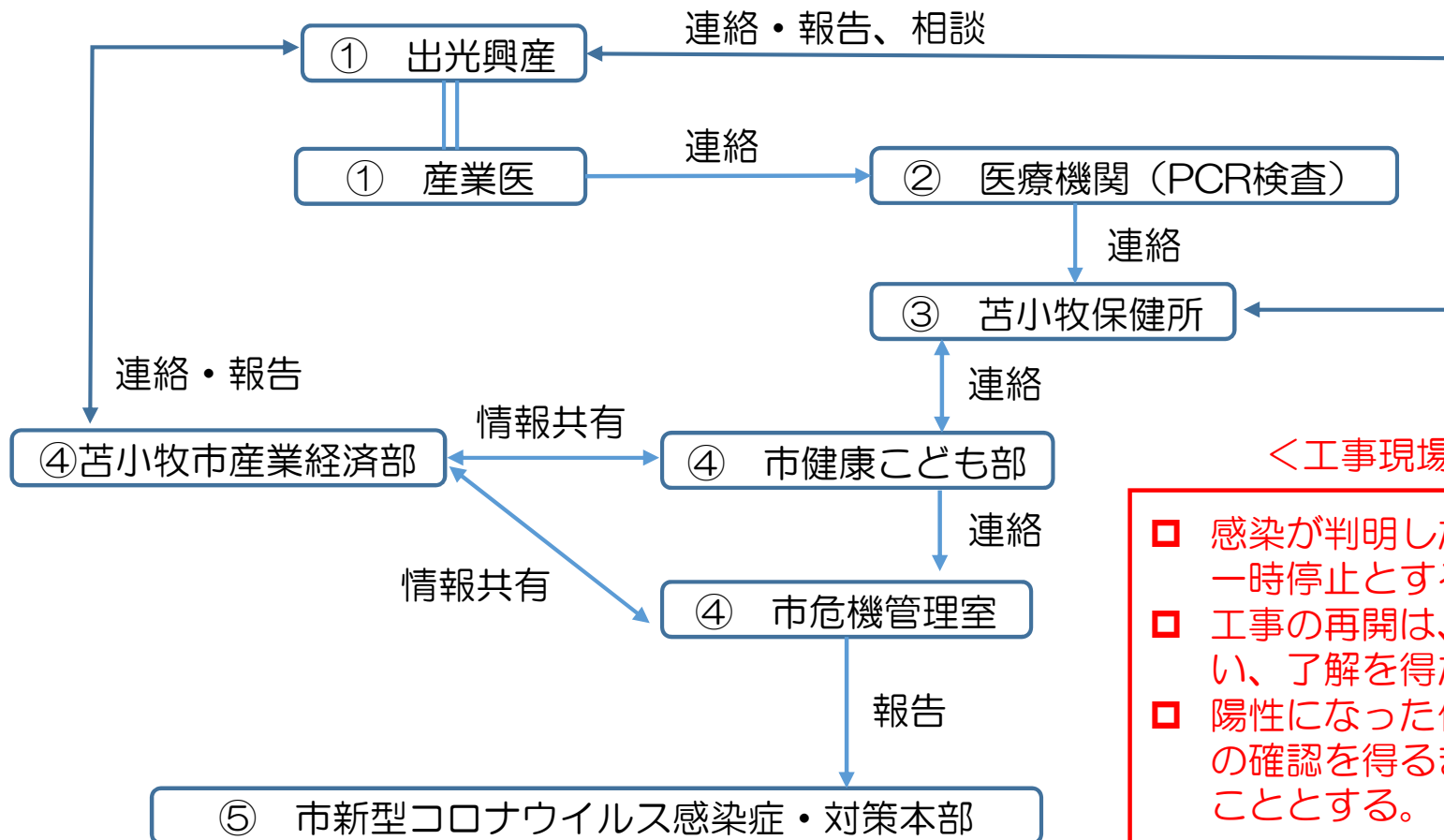
2 本市の対応について

- ◆ SDM実施に際し出光興産と緊密な連絡体制を構築する
- ◆ 出光興産と北海道などの関係機関と不測の事態に備えた連絡体制を構築する
- ◆ 工事の進捗等について日々の報告を受け、状況の把握に努める
- ◆ 工事の進捗状況等に係る市民からの問い合わせ等に対応する

3 SDM実施期間における情報連絡体制【平常時】



4 SDM実施期間における情報連絡体制【感染疑い者等が発生した場合】



＜工事現場における対応＞

- ❑ 感染が判明した時点で、当該現場は一時停止とする。
- ❑ 工事の再開は、市及び道と協議を行い、了解を得た後とする。
- ❑ 陽性になった作業員は、産業医と市の確認を得るまで作業に就かせないこととする。